

協議 3

バス路線廃止の意向の申出について

1 概要

平成29年10月4日付けで、秋田県生活交通対策地域協議会（議長：秋田県観光文化スポーツ部長）より、秋田中央交通(株)からのバス路線廃止の申出への対応について、本市地域公共交通協議会における協議結果を報告するよう通知があったことから、協議を行うものである。

2 廃止・経路変更路線等について

(1) 路線廃止

わだ線、駅東団地線

(2) 系統廃止

仁井田御所野線（四ツ小屋駅前経由）、桜ガ丘線（築地経由）

(3) 経路変更

太平線・松崎団地線・下北手線、赤沼線

※代替路線などの詳細は資料4のとおり

3 廃止等予定日

平成30年9月30日